

湯原町放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、放射能の影響から町民のいのちと生活を守り、豊かな自然を生かした地域の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において 「放射性廃棄物等」とは、原子力発電所から発生する使用済み燃料や、使用済み燃料を再処理する過程で生まれる放射性廃棄物をいう。

(基本政策)

第3条 湯原町は、放射性廃棄物等の最終処分場とそれに関するすべての施設の建設を拒否する。

2 湯原町は、放射性廃棄物等処分のための研究開発施設の建設を拒否する。

3 湯原町は、いかなる場合も放射性廃棄物等の町内持ち込みを拒否する。

(立場の公表)

第4条 湯原町は、第一条の目的達成のため、国及び関係機関に対し、第三条の基本政策を通告して、その立場を明らかにする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則によって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。